

名古屋市公報	令和 3年 8月12日		第114号
	発行所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話〔052〕972－2246	
	編集兼 発行人	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話〔052〕972－2246 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	

目次 ページ

告 示

- 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん
(住都・住宅管理課) (第389号) 4
- 身体障害者福祉法による医師の指定 (健福・障害企画課) (第390号) 11
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退 (健福・障害企画課) (第391号) 16
- 指定管理者の指定 (緑土・自転車利用課) (第392号) 18
- 有料公園施設等の供用時間の変更について
(緑土・東山総合公園管理課) (第393号) 19
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の
指定 (財政・税制課) (第394号) 21
- 指定管理者の指定の変更について (緑土・緑地利活用課) (第395号) 22
- 指定管理者の指定の変更について (健福・地域ケア推進課) (第396号) 24
- 名古屋市総合社会福祉会館において徴収する使用料に係る委
託の変更について (健福・地域ケア推進課) (第397号) 25
- 指定管理者の指定の変更について (健福・介護保険課) (第398号) 26
- 指定管理者の指定の変更について (観光・MICE推進室) (第399号) 27
- 指定管理者の指定の変更について (緑土・都市農業課) (第400号) 28
- 指定管理者の指定の変更について (ス市・スポーツ振興室) (第401号) 29
- 使用料の徴収事務の委託の変更について
(ス市・スポーツ施設室) (第402号) 30
- 指定管理者の指定の変更について (健福・保護課) (第403号) 31
- 使用料の徴収事務の委託の変更について (健福・保護課) (第404号) 32
- 指定管理者の指定の変更について (ス市・スポーツ施設室) (第405号) 33
- 指定管理者の指定の変更について (ス市・スポーツ施設室) (第406号) 36
- 屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託の変更について
(ス市・スポーツ施設室) (第407号) 37
- 屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託の変更について
(ス市・スポーツ施設室) (第408号) 39
- 指定管理者の指定の変更について
(観光・歴史まちづくり推進室) (第409号) 40
- 指定管理者の指定の変更について
(観光・歴史まちづくり推進室) (第410号) 41
- 指定管理者の指定の変更について (観光・文化振興室) (第411号) 42
- 家賃算定に関わる利便性係数について (住都・住宅管理課) (第412号) 45
- 指定管理者の指定の変更について (防災・危機対策室) (第413号) 47

○ 指定管理者の指定の変更について	(子青・青少年家庭課)	(第414号)	48
○ 指定管理者の指定の変更について	(緑土・東山総合公園管理課)	(第415号)	49
○ 指定管理者の指定の変更について	(健福・高齢福祉課)	(第416号)	50
○ 使用料の徴収事務の委託の変更について	(健福・高齢福祉課)	(第417号)	51

教 育 委 員 会 規 則

○ 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則	(第16号)	52
------------------------	--------	----

教 育 委 員 会 告 示

○ 指定管理者の指定の変更について	(第12号)	54
○ 指定管理者の指定の変更について	(第13号)	55

人 事 委 員 会 規 則

○ 不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則	(第9号)	57
-----------------------------------	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	58
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	61

教育委員会規則のあらまし

- 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則（第16号）
 - 1 改正内容
就学援助を受けることができる期間を変更します。（第 6条関係）
 - 2 施行期日
令和 3年 9月 1日から施行します。

名古屋市告示第 389号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 3年 8月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 4年 2月28日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和3年8月20日（金）から同月31日（火）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和3年8月20日（金）から同月31日（火）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和3年8月20日（金）から同月31日（火）までの午前10時00分から午後7時00分まで。ただし、水曜日及び木曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 3年 8月22日（日）から同月31日（火）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 3年 9月21日（火）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 268戸

(2) 改良住宅

空家住宅 2戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 145戸

第 3 大家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 19戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症の

もの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）
第11条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 123戸

(2) 改良住宅

空家住宅 9戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成27年度第 2回一般募集から令和 3年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成27年度第 2回一般募集から令和 3年度第 1回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 390号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和 3年 8月 3日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月 日
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	中屋 誠一	小腸の機能障害	令和 3年 7月 1日
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	蜂矢 健太	心臓の機能障害	
はちや整形外科病院 (千種区)	落合 俊輔	肢体不自由	
愛知県がんセンター (千種区)	藤原 豊	呼吸器の機能障害	
加藤病院 (千種区)	白木 克彦	肢体不自由	
メディカル-サテライト・ 名古屋 (千種区)	森 康充	じん臓の機能障害	
なごや訪問クリニック	野田 昌宏	肢体不自由	

(東区)		
あじま眼科クリニック (北区)	吉田 統彦	視覚障害
名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター (北区)	宮口 祐樹	じん臓の機能障害
北病院 (北区)	腰山 裕	肢体不自由
名鉄病院 (西区)	大石 恵梨	じん臓の機能障害
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	渡邊 はづき	肢体不自由
安間眼科 (中区)	川瀬 和秀	視覚障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	足立 史郎	心臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	井口 洋平	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	石塚 真哉	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	倉田 信彦	肝臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	小池 宏	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	小柳 俊人	視覚障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	阪本 考司	呼吸器の機能障害
名古屋大学医学部附属病院	佐藤 由香	じん臓の機能障害

(昭和区)		
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	佐橋 健太郎	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	零 真人	肝臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	古橋 和弘	じん臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	吉川 潤一	肝臓の機能障害
名古屋第二赤十字病院 (昭和区)	山内 裕士	ぼうこう・直腸の機能障害
青山内科ハートクリニック (昭和区)	青山 豊	心臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	尾関 啓司	小腸の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	黒部 亮	視覚障害
重工記念病院 (熱田区)	宮本 健太郎	肢体不自由
協立総合病院 (熱田区)	加藤 文一	心臓の機能障害
熱田リハビリテーション病院 (熱田区)	安倍 基幸	肢体不自由、音声・言語、そしゃくの機能障害
名古屋共立病院 (中川区)	有沢 富康	小腸の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	丹羽 清	心臓の機能障害
名古屋掖済会病院	水谷 佳貴	肝臓の機能障害

(中川区)		
中部労災病院 (港区)	片岡 崇	心臓の機能障害
あずまりハビリテーション 病院 (港区)	松本 慎二郎	肢体不自由
中京病院 (南区)	池澤 瑞香 (玉利 瑞香)	肢体不自由
中京病院 (南区)	竹本 将也	肢体不自由
中京病院 (南区)	秋 禎樹	肢体不自由
中京病院 (南区)	辻 裕丈	肢体不自由
大同病院 (南区)	大塚 智	心臓の機能障害
大同病院 (南区)	森田 純生	心臓の機能障害
守山いつき病院 (守山区)	平山 哲之	肢体不自由
緑丘眼科 (緑区)	玉井 祐樹	視覚障害
徳重はりがや循環器内科 (緑区)	針谷 浩人	心臓の機能障害
総合病院南生協病院 (緑区)	早川 美帆	呼吸器の機能障害
新生会第一病院 (天白区)	伊奈 研次	ぼうこう・直腸の機能障害

新生会第一病院 (天白区)	古賀 俊充	じん臓の機能障害
まえだ眼科 (天白区)	前田 真理子	視覚障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 391号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 3年 8月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
名古屋市立東部医療センター (千種区)	吉田 直子	視覚障害
名古屋ハートセンター (東区)	松本 晃典	心臓の機能障害
総合上飯田第一病院 (北区)	前田 さやか	腎臓の機能障害
北病院 (北区)	矢崎 正一	肢体不自由
こう整形外科 (中村区)	洪 淳道	肢体不自由
名古屋セントラル病院 (中村区)	多賀 収	呼吸器の機能障害
名城病院 (中区)	河西 宏	心臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	相場 利貞	ぼうこう・直腸の機能障害

名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	石本 卓嗣	腎臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	伊藤 逸毅	視覚障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	田井中 貴久	ぼうこう・直腸、小腸 の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	吉澤 淳	肝臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	稲垣 彰	聴覚障害、平衡、音声 ・言語、そしゃくの機 能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	平原 修一郎	視覚障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	廣川 高久	ぼうこう・直腸の機能 障害
熱田リハビリテーション病院 (熱田区)	小出 昭彦	ぼうこう・直腸の機能 障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	神部 隆吉	肝臓の機能障害
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	北川 章充	じん臓の機能障害
臨港病院 (港区)	高野 大輔	腎臓の機能障害
名古屋記念病院 (天白区)	梅田 俊	ぼうこう・直腸の機能 障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示 392 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 3 年 8 月 4 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
熱田駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目 1 番11号 MHAグループ 代表者 北 村 博 人
神宮西駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目 1 番11号 MHAグループ 代表者 北 村 博 人
西高蔵駅自転車駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目 1 番11号 MHAグループ 代表者 北 村 博 人

2 指定の期間

令和 3 年10月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 393号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 3年 8月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園の名称

東山公園

2 供用時間を変更する日

令和 3年 8月13日から同月15日まで、同月21日、同月22日、同月28日及び同月29日

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園 (一部区域を除く。)	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時まで
正門前駐車場 北園門前駐車場 植物園東駐車場 上池駐車場 星が丘駐車場 動物園西駐車場 緑橋下駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで

展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合に限る。）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時まで
緑橋南駐車場 植田山駐車場（東山公園）	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 8時30分まで
展望塔前駐車場（東山公園） （有料公園施設として供用 する場合を除く。）	午後 5時から 午後 9時30分まで	午後 8時から 午後 9時30分まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 394 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和 3 年 8 月 5 日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人名古屋 市教育スポーツ協会	名古屋市南区東又兵ヱ 町 5 丁目 1 番地の16	令和 3 年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 395 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第800号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名城公園の 公園施設（ 市長の定め るものに限 る。）	名古屋市瑞穂区中山町 6 丁目 3 番地の 2 岩間造園株式会社	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	(1) 名城公園の 公園施設（市 長の定めるも のに限る。） 平成30年 4 月 1 日から令 和 6 年 3 月31 日まで
荒子川公園 の公園施設 （市長の定 めるものに 限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁 目 1 番 166 号 名古屋市みどりの協会・ 大島造園土木グループ		(2) (1) 以外の 施設 平成30年 4 月 1 日から令 和 5 年 3 月31 日まで
庄内緑地の 公園施設（ 市長の定め るものに限 る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁 目 1 番 166 号 名古屋市みどりの協会・ ミズノグループ		

白鳥公園の 公園施設（ 市長の定め るものに限 る。）	名古屋市瑞穂区中山町 6 丁目 3 番地の 2 しろとりの杜グループ		
名古屋市み どりが丘公 園	名古屋市昭和区鶴舞一丁 目 1 番 166 号 みどりの風グループ		

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市告示第 396号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第 153号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3年 8月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市総合社会福祉会館	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会	平成29年 4月 1 日から平成34年 3月31日まで	平成29年 4月 1 日から令和 5年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

名古屋市告示第 397号

名古屋市総合社会福祉会館において徴収する使用料に係る委託の
変更について

平成29年名古屋市告示第 154号（名古屋市総合社会福祉会館において徴収する使用料について）により告示した委託期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3年 8月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	委託期間	
		変更前	変更後
名古屋市総合社会福祉会館	名古屋市北区清水四丁目 17番 1号 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会	平成29年 4月 1 日から平成34年 3月31日まで	平成29年 4月 1 日から令和 5年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

名古屋市告示第 398号

指定管理者の指定の変更について

平成23年名古屋市告示第 201号（指定管理者の指定）（令和 2年名古屋市告示第 562号（指定管理者の指定の変更について）により指定の期間を変更）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市緑 寿荘	名古屋市中区新栄三丁目 32番17号 社会福祉法人九十九会	平成23年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで	平成23年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 399 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第 830 号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋国際 会議場	大阪府中央区淡路町三丁目 6 番13号 コングレ・名古屋観光コンベンションビューロー コンソーシアム	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日まで

名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E 推進室

名古屋市告示第 400 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第 803 号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市農業文化園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 チーム YMO	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで
戸田川緑地の公園施設 （市長の定めるものに限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 チーム YMO	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 401 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第 155 号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市障害者スポーツセンター	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1 番地の 2 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	平成29年 4 月 1 日 から平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日 から令和 5 年 3 月31日まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興室

名古屋市告示第 402 号

使用料の徴収事務の委託の変更について

平成29年名古屋市告示第 156 号（名古屋市障害者スポーツセンターにおいて徴収する使用料について）により告示した委託期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	委託期間	
		変更前	変更後
名古屋市障害者スポーツセンター	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1 番地の 2 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団	平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 403 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第 158 号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市熱田荘	名古屋市中村区名駅南二丁目 9 番22号 社会福祉法人芳龍福祉会	平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 404 号

使用料の徴収事務の委託の変更について

平成29年名古屋市告示第 159 号（名古屋市熱田荘において徴収する使用料について）により告示した委託期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	委託期間	
		変更前	変更後
名古屋市熱田荘	名古屋市中村区名駅南二丁目 9 番22号 社会福祉法人芳龍福祉会	平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 405 号

指定管理者の指定の変更について

平成27年名古屋市教育委員会告示第35号（指定管理者の指定）（令和 2 年名古屋市告示第 564 号（指定管理者の指定の変更について）により指定の期間を変更）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市総合体育館	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 名古屋市総合体育館NK 共同事業体	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで
名古屋市体育館	東京都中央区日本橋堀留 町二丁目 1 番 1 号 シンコースポーツ株式会 社		
名古屋市露 橋スポーツ センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		

名古屋市稲永スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
名古屋市天白スポーツセンター	愛知県春日井市六軒屋町 西3丁目10番地16 愛知スイミング・大成共同事業体
名古屋市北スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
名古屋市千種スポーツセンター	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N
名古屋市東スポーツセンター	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N
名古屋市上社レクリエーションルーム	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団

名古屋市港 サッカー場	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市港 プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市熱 田プール	東京都中央区日本橋堀留 町二丁目1番1号 シンコースポーツ株式会 社		
名古屋市楠 プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市富 田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 406 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市教育委員会告示第40号（指定管理者の指定）（令和2年名古屋市告示第565号（指定管理者の指定の変更について）により指定の期間を変更）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和3年8月6日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成30年4月1日から令和4年3月31日まで	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
名古屋市南陽プール	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 407 号

屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託の変更について

平成27年名古屋市告示第 206 号（屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について）（令和 3 年名古屋市告示第 228 号（屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託の変更について）により委託期間を変更）により告示した委託期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	委託期間	
		変更前	変更後
名古屋市港プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで
名古屋市楠プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
名古屋市富田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教		

	育スポーツ協会		
--	---------	--	--

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 408 号

屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託の変更について

平成27年名古屋市告示第 208 号（屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託について）（令和 3 年名古屋市告示第 228 号（屋外冷水プールの使用料の徴収事務の委託の変更について）により委託期間を変更）により告示した委託期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	委託期間	
		変更前	変更後
名古屋市熱田プール	東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号 シンコースポーツ株式会社	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 409 号

指定管理者の指定の変更について

平成28年名古屋市告示第 151 号（指定管理者の指定）（令和 2 年名古屋市告示第 559 号（指定管理者の指定の変更について）により指定の期間を変更）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市旧 川上貞奴邸	東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 アクティオ株式会社	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 410 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第74号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市文化のみち榎木館	名古屋市北区楠味鋤五丁目2125番地 特定非営利活動法人榎木倶楽部	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで	平成29年4月1日から令和5年3月31日まで
名古屋市場輝荘	名古屋市千種区法王町2丁目5番地の1 特定非営利活動法人揚輝荘の会	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで	平成29年4月1日から令和5年3月31日まで

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 411 号

指定管理者の指定の変更について

平成28年名古屋市告示第14号（指定管理者の指定）（令和 2年名古屋市告示第 558 号（指定管理者の指定の変更について）により指定の期間を変更）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市民会館	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 共立・名古屋共立共同事業体	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から令和5年3月31日まで
名古屋市芸術創造センター	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から令和5年3月31日まで
名古屋市西文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から令和5年3月31日まで
名古屋市港文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで	平成28年4月1日から令和5年3月31日まで

	化振興事業団		
名古屋市名 東文化小劇 場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和5年 3月31日まで
名古屋市北 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和5年 3月31日まで
名古屋市緑 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和5年 3月31日まで
名古屋市東 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和5年 3月31日まで
名古屋市熱 田文化小劇 場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和5年 3月31日まで
名古屋市昭 和文化小劇 場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年12月1 日から令和4年 3月31日まで	平成28年12月1 日から令和5年 3月31日まで
名古屋市音 楽プラザ	東京都渋谷区代々木五丁 目40番13号 共立・名古屋共立共同事 業体	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和5年 3月31日まで

名古屋市民 ギャラリー 矢田	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和5年 3月31日まで
----------------------	--	--------------------------------	--------------------------------

名古屋市告示第 412号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和 3年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和 3年 8月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
山田東荘	北 1棟	110号、 111号、 210号から 212 号まで、 310号 から 312号まで、 410号から 412 号まで、 510号 から 512号まで 及び 610号から 612号まで	0. 9107	0. 7984	1. 0000	94, 400円
		112号	0. 9107	0. 7984	1. 0000	96, 000円
		113号	0. 9107	0. 9430	1. 0000	113, 700円

	213号、 313号、 413号、 513号 及び 613号	0.9107	0.9507	1.0000	112,200円
北 2棟	106号から 108 号まで、 206号 から 208号まで、 306号から 308 号まで、 406号 から 408号まで、 506号から 508 号まで及び 606 号から 608号ま で	0.9107	0.7984	1.0000	88,800円
	109号、 209号、 309号、 409号、 509号及び 609 号	0.9107	0,9507	1.0000	105,600円
	110号、 210号、 310号、 410号、 510号及び 610 号	0.9107	0.6800	1.0000	75,400円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 413 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第20号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市港 防災センタ ー	東京都港区港南一丁目 2 番70号 丹青社・コニックス共同 事業体	平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

名古屋市防災危機管理局危機対策室

名古屋市告示第 414号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第32号（指定管理者の指定）（令和 2年名古屋市告示第 557号（指定管理者の指定の変更について）により指定の期間を変更）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3年 8月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市青少年交流プラザ	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16 名古屋ユースクエア共同 事業体	平成29年 4月 1 日から令和 4年 3月31日まで	平成29年 4月 1 日から令和 5年 3月31日まで

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 415 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第 801 号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
東山公園展望塔	愛知県刈谷市桜町 3 丁目 3 番地 サンエイ株式会社	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 416号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第 160号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3年 8月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市高齢者就業支援センター	名古屋市昭和区御器所通3丁目12番地の1 公益社団法人名古屋市シルバー人材センター	平成29年 4月 1 日から平成34年 3月31日まで	平成29年 4月 1 日から令和 5年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 417 号

使用料の徴収事務の委託の変更について

平成28年名古屋市告示第 161 号（名古屋市高齢者就業支援センターにおいて徴収する使用料について）により告示した委託期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	委託期間	
		変更前	変更後
名古屋市高齢者就業支援センター	公益社団法人名古屋市シルバー人材センター	平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで	平成29年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 8 月 6 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第16号

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則

名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「の翌月（4 月又は 9 月に受理した場合にあっては同月）」を「（以下「申請月」という。）」に、「7 月」を「8 月」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 申請月の初日において名古屋市立の小学校に在学していない児童又は中学校に在学していない生徒に係る就学援助を受けることができる期間は、前項の規定にかかわらず、申請月の翌月から翌年度（4 月から 7 月までに受理した場合にあっては当該年度）の 8 月までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第12号

指定管理者の指定の変更について

平成28年名古屋市告示第27号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和3年8月6日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市中村図書館	愛知県豊田市松ケ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで	平成29年4月1日から令和5年3月31日まで
名古屋市富田図書館	愛知県豊田市松ケ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社		
名古屋市志段味図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRCグループ		
名古屋市緑図書館	東京都中野区弥生町二丁目8番15号 株式会社ヴィアックス		
名古屋市徳重図書館	東京都中野区弥生町二丁目8番15号 株式会社ヴィアックス		

名古屋市鶴舞中央図書館

名古屋市教育委員会告示第13号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市教育委員会告示第41号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和3年8月6日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠二

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市中村生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成30年4月1日から平成34年3月31日まで	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
名古屋市熱田生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
名古屋市中川生涯学習センター	愛知県豊田市松ヶ枝町3丁目30番地 ホームックス株式会社		
名古屋市港生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		

名古屋市南 生涯学習セ ンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市緑 生涯学習セ ンター（分 館を除く。）	名古屋市中区栄一丁目16 番6号 シンコーグループ		
名古屋市名 東生涯学習 センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会		
名古屋市天 白生涯学習 センター	愛知県春日井市六軒屋町 西3丁目10番地16 愛知スイミング・大成共 同事業体		
名古屋市女 性会館	名古屋市守山区小幡南一 丁目9番15号 アイ・コニックスグルー プ		

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 8 月 2 日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第 9 号

不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する
規則

（不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正）

第 1 条 不利益処分についての審査請求に関する規則（平成24年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「数個の」を削る。

（勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正）

第 2 条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成25年名古屋市人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「数個の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 8月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フィール黒川東店

名古屋市北区猿投町 2番 1

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)フィールホールディングス	代表取締役 蟹江 義雄	名古屋市昭和区鶴舞二丁目 21 番 6 号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)フィールコーポレーション	代表取締役 蟹江 義雄	名古屋市昭和区鶴舞二丁目 21 番 6 号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4年 3月20日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,485平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

80台

(2) 駐輪場の収容台数

74台

(3) 荷さばき施設の面積

300平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

9.58立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)フィールコーポレーション	午前 9時00分	午後 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後 9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
店舗建物内南側荷さばき施設No. 1	午前 6時00分から午後10時00分まで
店舗建物東側荷さばき施設No. 2	午前 6時00分から午前 8時30分まで

7 届出の日

令和 3年 7月19日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

北区役所区政部地域力推進室

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 8月 5日から同年12月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年12月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 8月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）丸栄百貨店不動産再開発

名古屋市中区栄三丁目 301番 1 ほか38筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
大和情報サービス (株)	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番 2 号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4年 3月29日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,755平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

84台

(2) 駐輪場の収容台数

101台

(3) 荷さばき施設の面積

52.8平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

92.3立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定	午前 7時00分	午後11時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 0時00分から午後12時00分まで

7 届出の日

令和 3年 7月28日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 8月 6日から同年12月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年12月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課